

中部学院大学及び中部学院大学短期大学部公的研究費等取扱規程

(目 的)

第1条 この規程は、公的機関から配分される競争的資金を中心とした公募型の研究資金（以下「公的研究費等」という。）を適正に管理するために必要な事項を定めることを目的とする。

(公的研究費等の範囲及び定義)

第2条 この規程に定める公的研究費等の範囲は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（文部科学大臣決定）の適用を受ける研究費とする。

2 この規程において不適正な研究活動とは、中部学院大学及び中部学院大学短期大学部研究倫理規程（以下「研究倫理規程」という。）に反する行為及び当該行為に協力することをいう。

3 この規程において公的研究費等の不正使用とは、架空請求に係る業者への預け金、実体を伴わない旅費、給与又は謝金の請求等及び虚偽の書類によって本学の規程及び法令等に違反した公的研究費等の使用をいう。

(責任体系)

第3条 公的研究費等を適正に運営、管理するために最高管理責任者、統括管理責任者、研究倫理教育責任者及びコンプライアンス推進責任者を置く。

(最高管理責任者)

第4条 最高管理責任者は公的研究費等の運営、管理の最終責任と権限を負う。

2 最高管理責任者は中部学院大学（以下「大学」という。）に所属する教員の研究にあつては大学学長とし、中部学院大学短期大学部（以下「短大」という。）に所属する教員の研究にあつては短大学長とする。

3 前項にかかわらず大学と短大の合同研究にあつては研究代表者の所属によって区分する。

(統括管理責任者)

第5条 統括管理責任者は、最高管理責任者を補佐し公的研究費等の運営、管理を統括する。

2 統括管理責任者は、第2条第2項の職掌については総合研究センター所長とし、第2条第3項の職掌については大学事務局長とする。ただし、最高管理責任者が特に指定した場合は、この限りでは無い。

(研究倫理教育責任者)

第5条の2 最高管理責任者は、研究者等に対する研究倫理教育について実質的な責任と権限を持つ者として研究倫理教育責任者を置き、総合研究センター所長を充てるものとする。

(コンプライアンス推進責任者)

第6条 コンプライアンス推進責任者は、最高管理責任者、統括管理責任者及び研究倫理教育責任者の命の下、公的研究費等の運営、管理を行う。

2 コンプライアンス推進責任者は教育研究支援課長とする。ただし、最高管理責任者が特に指定した場合は、臨時にコンプライアンス推進責任者を置くことができる。

(相談窓口)

第7条 適正で正当な研究遂行を支援するため、公的研究費等に関する相談窓口を教育研究支援課に設け学内外に公表する。

2 教育研究支援課は、公的研究費等の使用に係る取扱要領等を整備し、取扱の統一化に努める。

3 前項に定める取扱要領等は、公的研究費等の採択状況に合わせて必要な改訂

を行うものとする。

(通報窓口)

第8条 公的研究費等に関わる不正行為等における通報窓口については別に定める。

(公的研究費等の執行)

第9条 公的研究費等の執行にあたっては本規程に定めるもののほか、学校法人岐阜済美学院寄附行為施行細則及び学校法人岐阜済美学院経理規程等に基づき適正に執行するものとする。

2 コンプライアンス推進責任者は公的研究費等の執行に関して、当該研究計画と公的研究費等の執行状況を定期的に検証する。

3 コンプライアンス推進責任者は前項に基づく検証の結果、研究の遅延等がある場合は、統括管理責任者に報告の上、研究者に改善を求めることができる。

(研究者の誓約)

第10条 公的研究費等により研究を実施する全ての研究者は、毎年度1回、別記様式第1号に定める誓約書を統括管理責任者に提出しなければならない。

2 公的研究費等の使用にあたっては、研究者は当該公的研究費等の配分機関が定める各種要項及び本学が定める規程等、その他関係する法令及び通知等を遵守しなければならない。

(購入業者の誓約)

第11条 公的研究費等により研究を実施するため20万円以上の物品を購入する研究者は購入業者に対して、あらかじめ別記様式第2号に定める誓約書の提出を求めなければならない。ただし、統括管理責任者が特別な事情があると認めた場合は、この限りでは無い。

(事務担当者の誓約)

第12条 公的研究費等の取扱を行う事務担当者は、あらかじめ別記様式第3号に定める誓約書を統括管理責任者に提出しなければならない。

(納品検収)

第13条 コンプライアンス推進責任者は、公的研究費等により購入した物品の確認、検収を行う。

2 コンプライアンス推進責任者は前項に定める確認、検収において適切な措置が講じられていないと判断した場合は、速やかに統括管理責任者に報告しなければならない。

3 統括管理責任者は、前項の報告に基づき、必要に応じて当該研究活動の停止を求めるとともに当該購入業者に対し、取引停止等の措置を行うものとする。

(非常勤雇用者の雇用管理)

第14条 公的研究費等により研究を実施するため非常勤職員を雇用する場合は、コンプライアンス推進責任者は、その勤務状況等の雇用把握を行うため採用時、その他定期的に面談や勤務条件の説明、出勤状況、勤務形態の確認を行わなければならない。

(モニタリング)

第15条 統括管理責任者は、公的研究費等の適正な管理のため監査及びモニタリングを実施するものとする。

(その他)

第16条 その他、公的研究費等の適正な管理、運営のため必要な事項は、最高管理責任者がその都度定める。

(規程の改廃)

第17条 本規程は、学校法人岐阜済美学院理事会で改廃する。

附 則 [2015年3月16日 理事会議決]
この規程は、2015年3月16日から施行する。

附 則 [2018年3月15日 理事会議決]
この規程は、2018年4月1日から施行する。

附 則 [2022年9月28日 理事会議決]
この規程は、2022年9月28日から施行する。

公的研究費の使用にあたっての誓約書

学 長 殿

私は、公的資金による研究を遂行するにあたり、研究費使用ルール等を理解し、これを遵守いたします。

また、これらの経費の全部または一部が国民の貴重な税金で賄われていることを十分認識し、公正かつ効率的に使用するとともに、コンプライアンス及び研究者としての行動規範を遵守し、研究において不正行為を行わないことを約束いたします。

なお、それらに反した場合は、処分と法的責任を負うことも理解しています。

_____年 _____月 _____日

研究年度 _____年度

研究者所属 _____

研究者氏名 _____

科学研究費助成事業（科研費）の使用に関する誓約書

学 長 殿

私は、科学研究費助成事業（科研費）により研究を遂行するにあたり、補助条件・交付条件、取扱要領及び執行ルール等の関連規程の内容を理解し、これを遵守いたします。

また、科研費が、国民の貴重な税金で賄われていることを十分認識し、公正かつ効率的に使用するとともに、コンプライアンス及び研究者としての行動規範を遵守し、研究において不正行為を行わないことを約束いたします。

なお、それらに反した場合は、処分と法的責任を負うことも理解しています。

さらに、間接経費が交付される研究課題については、間接経費の適正な取扱いに従い、入金後、速やかに本学に譲渡し、学長にその手続き等を委任します。

_____年 _____月 _____日

研究年度 _____年度

研究者所属 _____

研究者氏名 _____

別記様式第2号

中部学院大学 学長 様
中部学院大学短期大学部 学長 様

誓 約 書

当社（当法人）は、中部学院大学及び中部学院大学短期大学部所属の研究者が獲得された公的研究費（科学研究費補助金等）による物品等の購入依頼に際しては、会計上、公正且つ適切な処理を行い、納品・検収業務についても協力することを約束いたします。

また、貴学が研究費に関して実施する監査等に際して、取引帳簿の閲覧・提出等の要請があった場合は、可能な限りこれに協力し、貴学研究者等から不正な要求があった場合は、貴学の通報窓口へ連絡致します。

万一、当社（当法人）に不正が認められた際は、取引停止を含むいかなる処分を講じられても異議はありません。

____年 ____月 ____日

住 所 _____

社 名 _____

代表者役職・氏名 _____ 印

年 月 日

公的研究費関連事務に関する誓約書

学 長 殿

私は、公的資金による研究費関連の事務処理等を遂行するにあたり、常にコンプライアンスを意識するとともに、関係規程・ルール等を理解し、これを遵守いたします。

また、これらの経費の全部または一部が国民の貴重な税金で賄われていることを十分認識し、公正に対応いたします。

なお、不正行為を行わないことは勿論、関与しないことを約束し、それらに反した場合は、処分と法的責任を負うことを理解しています。

年 月 日

事務取扱年度 _____年度

所 属 _____

氏 名 _____